

平成27年第6回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日           平成27年9月7日 (月)

2. 招 集 の 場 所           坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)           平成27年9月7日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 会計管理者  | 山根道春君 |
| 総務課長   | 中村政愛君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 保険健康課長 | 増木 梨江 君  |
| 環境防災課長 | 藤本 大一郎 君 |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 藤井 建輝 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 福嶋 浩二 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 係 長    | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 議会運営委員会報告
- (3) 総務厚生委員会報告
- (4) 産業文教委員会報告
- (5) 議会広報調査特別委員会報告
- (6) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

日程第1

「会議録署名議員の指名」

日程第2

「会期の決定」

|       |        |                                      |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第3  | 報告第6号  | 「専決処分をした事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」 |
| 日程第4  | 報告第7号  | 「専決処分をした事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」 |
| 日程第5  | 報告第8号  | 「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」    |
| 日程第6  | 議案第42号 | 「坂町特定個人情報保護条例の制定について」                |
| 日程第7  | 議案第43号 | 「坂町税条例の一部改正について」                     |
| 日程第8  | 議案第44号 | 「坂町手数料条例の一部改正について」                   |
| 日程第9  | 議案第45号 | 「平成27年度坂町一般会計補正予算（第3号）」              |
| 日程第10 | 議案第46号 | 「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」      |
| 日程第11 | 議案第47号 | 「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」         |
| 日程第12 | 議案第48号 | 「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」        |
| 日程第13 | 議案第49号 | 「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」       |
| 日程第14 |        | 「一般質問」                               |
| 日程第15 | 議案第50号 | 「平成26年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」          |
| 日程第16 | 議案第51号 | 「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」  |
| 日程第17 | 議案第52号 | 「平成26年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」     |
| 日程第18 | 議案第53号 | 「平成26年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第19 | 議案第54号 | 「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」   |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 皆様、御起立をお願いいたします。

一同、御礼

(一同「おはようございます」)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。本日から平成27年第6回坂町議会定例会が開会されるに当たり、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、お元気で御参集いただきまことにありがとうございます。

今定例会においては、平成26年度決算審査を含めての定例会であります。議員の皆様におかれましては、議事進行がスムーズに諮れますよう、御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成27年第6回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成27年第6回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、16件の案件につきまして、御審議をお願いいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

去る8月20日、KKRホテル広島において、広島県町議会議員研修会が開催され、議員12名が出席いたしました。

午前の部では、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授、新川達郎氏による、これからの地方議会活性化と改革、議会の政策形成機能の強化、問題解決のための支援体制、議会の監視機能、行政監視と評価、議会改革と議会基本条例制定の意義についてなど、地方議会にかかわるさまざまな課題についての講演がありました。

午後からは、日本大学法学部教授岩井奉信氏による今後の政局、政治展望についての講演がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 議会運営委員会報告を、報告3 総務厚生委員会報告を続けて行います。

瀧野総務厚生委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 議会運営委員会報告を行います。

平成27年8月4日、福岡県上毛町議会様が、視察研修のため、来庁されました。研修内容は、議会活性化の取り組みについて、一般質問の取り組みについて、議会だよりの編集についての研修でありました。活発な質疑、意見交換を行いました。坂町

の議会運営の方法について、少しは理解をいただいたような感がありました。

一般質問では、行政よりの答弁書に話題が集まり、再質問ができないのではないかと疑問を呈したのでございますが、説明、また解説により、理解を得ました。

議会だよりの編集では、本町では、行政の意見を多分に編集、変更しているが、上毛町では、議会が主導権を握っているように見え、見習うべきだと思いました。

以上。

次に、平成27年8月18日、19日にかけて、議会運営委員6名、正副議長、事務局係長車地広敏君の総勢9名で、岐阜県坂祝町、三重県四日市市先進視察研修会を行いました。

8月18日、坂祝町では、議会改革と議会活性化の取り組みについて、タブレット端末の活用についての研修を行いました。主にタブレットの活用方法について、新人議員も短期間でマスターをしておられました。議会運営などに活用していたし、今後坂町議会でも活用を検討してみてもと思いました。

また、夜間議会、休日議会に関しては、議員の時間外勤務や、休日出勤など、難点が多く見られました。

次に8月19日、四日市市において、議会活性化の取り組みについての研修を行いました。

議会基本条例を十分に活用し、通年議会、定例会における意見の募集、報告会の開催方法、意見交換など、やはり議会改革では全国トップクラスである市町でありますので、いろんな取り組みを行っていたのがわかりました。坂町でも、勉強の余地は大いにあると思いました。

なお、詳細は事務局に提出してありますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

続いて、総務厚生委員会より報告いたします。

平成27年8月3日、8月11日におきまして、総務厚生委員会の所管である八課について、所管事務調査を実施いたしました。

所感として、改革を求められている今、各職員が大変苦勞している点が見受けられました。一部の課においては、事務量の増加、各種計画の見直しなどで、人員不足をしているように感じました。各課において活発な質疑、調査がなされたが、実態や実情を確認するだけでなく、もう少し掘り下げた質疑があればと思いました。

職員の異動後でもあり、また国の制度改正などで、各課が今年度も事務作業は多忙であると思ひ、今年度末ぐらいには安定するのではないかと感じました。

今後、所管事務調査は、年度内2度実施することが妥当ではないかと感じました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 産業文教委員会報告を行います。

奥村産業文教委員長。

○6番（奥村富士雄議員） 産業文教委員会の報告をいたします。

7月3日、坂小学校と横浜小学校を訪問し、授業参観をするとともに、校長、教頭から学校説明を行った後、意見交換を行いました。

坂小学校では、坂小学びのサイクルで課題発見や、解決学習等の繰り返しで、主体的な学びを行っています。また、保護者と地域の信頼をされるために、前学期のアンケート、それから参観日にサンスターホールや中電グラウンドを使つてのスポーツ等を実施しております。

それから横浜小学校では、5年生の授業参観を行った後、学校長から説明を受けましたけども、横浜家族として、家族のような取り組みで、歌声の響く美しい学校で、知徳体の調和の取れたたくましい子供を育て、保護者や地域の信頼ある学校づくりを目指しているということでございます。両校とも、独自の熱心な取り組みによって、不登校もほとんどなく、学力、体力向上、保護者や地域に信頼される子供づくり、学校づくりを目指している点はすばらしいというふうに感じました。

続きまして、8月11日、所管の課、都市計画課、産業建設課、生涯学習課、学校教育課の所管事務調査並びに主要事業等についての説明を受けました。

都市計画課につきましては、循環バス等の検討委員会を開催し、実態調査などを行い、年度内に方向性を出すということでございます。

それから、産業建設課につきましては、県道坂小屋浦線の1の2工区一部完成と、1工区の個別交渉状況等の説明を受けました。

生涯学習課では、町民交流センターの稼働率が順調に推移していることの説明等、あるいは施設面、機材面で多少不足があるという説明、さらに介護センター改修工事が10月以降、安全に注意して工事を行うという説明を受けました。

学校教育課におきましては、学校給食用の配送車両の購入と、車両へのラッピングを各学校から8作品選び、両サイドと後ろにシールを貼つて、2学期から運行してい

るというような説明を受けました。

今回は、以前は5月に所管調査を行っておったんですが、8月ということで、主要事業も開始された状況の中で、順調に事業も進んでおるようでした。今後はもう1回調査を行いまして、事業の遂行状況をチェックしていきたいというふうに考えております。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 議会広報調査特別委員会報告を行います。

柚木委員長。

○7番（柚木 喬議員） 議会広報調査特別委員会から報告を行います。

まず、結果報告でございますが、6月定例会以降の活動についてでございますが、7月1日発行の議会だより編集のために、委員会を7日間開催し、議会だより132号を発行いたしました。

今後の活動につきましては、9月定例会終了後の10月1日発行、議会だより133号編集に向けての委員会を7日間程度開催する予定といたしております。

また、9月28日には、佐賀県吉野ヶ里町議会の広報委員の皆様が来町される予定になっております。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 監査委員報告。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 平成27年度第6回坂町議会定例会監査委員報告を行います。監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏、並びに私奥村富士雄の二人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2、第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成27年6月分を6月23日、平成27年7月分を7月22日、平成27年8月分を8月17日にそれぞれ実施いたしました。検査の結果につきましては、お手元に配布しております資料のとおり、現金出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく、平成26年度各会計歳入歳出決算及び地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく、平成26年度決算にかかわる財政健全化比率及び資金不足比率にかかわる審査について、平成27年7月1日から7月29日ま

で実施し、8月17日に町長へ審査意見書を提出いたしました。詳細につきましては、後ほど決算認定の議案検討で述べさせていただきます。

以上で監査委員報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続きまして、行政側からの報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る6月15日、東京都におきまして、全国街路事業促進協議会第51回通常総会が開催をされ、私が出席をいたしました。

総会では、平成26年度事業報告及び決算報告が承認され、続きまして、街路事業の促進等を図ることとする、平成27年度事業計画及び総額4,392万3千円の平成27年度予算が可決されました。

また、街路はネットワークを構築することで、交流人口、物流を増大させ、多様な地域の相互連携による経済成長をもたらす、ストック効果が期待される社会資本であり、さらに災害時には、救援活動や、復旧復興に欠かせない大動脈として機能する重要な施設であることを踏まえ、今後の街路整備の推進に当たり、5項目の決議がなされました。

続きまして、東日本大震災の被災地において、来年度以降も、迅速かつ着実に復興を推進するため、2項目の特別決議がなされ、総会が閉会をいたしました。その後、地元選出の国会議員に対し、要望活動を行いました。なお、決議及び特別決議の写しをお手元にお配りいたしておりますので、参考に供してください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告を行います。

岡崎副町長。

○副町長（岡崎泰充君） 安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会について、御報告いたします。

平成27年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が、平成27年6月25日に開催され、坂町からは、吉田町長と川本議長、並びに山根会計管理者と私が出席いたしました。

当日は4件の案件が提出されました。選挙第1号、議会議長の選挙及び選挙第2号、

議会副議長の選挙につきましては、議長、副議長が欠けたことに伴う選挙で、議長に坂町議会議長川本英輔氏が、副議長に熊野町議会議長山野千佳子氏がそれぞれ選任されました。

次に、議案第2号、監査委員の選任につきましては、安芸地区衛生施設管理組合規約第11条第2項の規定により、議会の選任同意を求めるもので府中町に在住の浦田宏氏が全会一致で同意されました。

議案第7号、工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、安芸クリーンセンター基幹的設備改良工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるもので、請負金額は28億8,360万円、請負業者は兵庫県神戸市株式会社神鋼環境ソリューション、工期は議会議決の日から平成30年3月31日までで、原案のとおり、全会一致で可決され、同日閉会されました。

以上で安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には会議規則第116条の規定により、議長において10番中 雅洋議員、11番大田直樹議員、1番光岡美里議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 報告第6号「専決処分をした事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」を議題といたします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第6号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申

し上げます。

このたび、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

事故の概要といたしましては、平成27年6月4日、町道上条16号線において、相手方が乗る自動車が走行中、グレーチングが跳ね上がり、車両が損傷したものでございます。

平成27年8月18日、運転手及び同乗者の方と和解が成立いたしました。

損害賠償額といたしましては、町の過失責任を10割と判断し、診察費用相当額として、運転手の方に9,460円、同乗者の方に6,190円、損傷した車両の修理代を16万2,000円と定めております。なお、この損害賠償額につきましては、町が加入する保険から全額支出されましたので、あわせて御報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

以上をもちまして、報告を終わります。

日程第4 報告第7号「専決処分をした事件の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）」を議題といたします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第7号「専決処分した事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に報告をいたすものでございます。

事故の概要といたしましては、平成27年7月15日、坂公民館前バス停付近において、循環バスと相手方が乗る軽自動車が接触をし、相手方軽自動車の右後方部分が

損傷いたしましたものでございます。

平成27年8月26日、相手方と和解が成立いたしました。

損害賠償額といたしましては、町の過失責任を6割、相手方の過失責任を4割と判断し、双方の損害賠償額を相殺した54,538円と定めております。

なお、この損害賠償額につきましては、町が加入する保険から全額支出されたので、あわせて御報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第8号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題にします。

提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第8号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全性を判断する各比率を公表し、それぞれの指標に応じた改善努力により、財政の健全化に資するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告をいたすものでございます。

それでは、各比率について御説明を申し上げます。

1ページの健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び各特別会計が黒字決算となったことにより、実質赤字額がございませんでした。

実質公債費率につきましては、5.4%で、前年度に比べ、0.5ポイント減となりました

将来負担比率につきましては、算定の結果、将来負担額がございませんでした。

次に6ページの資金不足比率につきましては、下水道事業特別会計が黒字決算とな

ったことにより、資金不足額がございませんでした。

健全化判断比率及び資金不足比率とも、早期健全化基準を下回っておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

- 議長（川本英輔議員） 続いて、平成26年度決算に基づく坂町財政健全化審査意見書並びに平成26年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査意見書が監査委員から提出されておりますので、報告を受けます。

奥村監査委員。

- 6番（奥村富士雄議員） 坂町財政健全化審査意見書について報告いたします。

審査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏、並びに私奥村富士雄の二人で実施いたしました。

平成26年度決算に基づく坂町財政健全化につきましては、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書面を平成27年7月27日に審査した結果、いずれも適正に作成しているものと認められました。

また、平成26年度決算に基づく坂町下水道事業特別会計経営健全化審査につきましては、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を平成27年7月27日に審査した結果、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上で報告を終わります。

- 議長（川本英輔議員） 以上で、それぞれの報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

- 9番（瀧野純敏議員） 確かに、県下、日本中でやってもトップクラスにいくんじゃないかと、健全化比率です。ですが、このまま、気を引き締めて、このままじゃなくてやっていく。それともう一つは、やはり、町民のお金でございますので、どうかその辺をしっかりと肝に銘じて、これからも頑張ってくださいと思いますが、その辺の意見をお聞かせください。

- 議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

- 総務部長（新木之博君） 御指摘のように、我々の使命は、住民の皆様にお預かりし

た、そういった公共財を、町民の皆様への福祉サービスとして提供させていただくのが我々の務めでございますので、議員さん、おっしゃられたように、これからも、そういった財源をしっかりと把握しながら、また無駄なものは切り詰めて、いわゆる行政改革、そういった物事を今後ともしっかりと推し進めてまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと1点だけお聞きします。

4つ、トータルで5つかな、指標があるんですが、その結果が出とるんですが、この、特に実質公債費比率5.4%と、3箇年平均でこう出とるんですが、例えばこれ当たり、バー表示じゃないから、数字が出てるんですが、これ、目標的なもの、ありますか。これももう少し、この辺までいくんが、うちの町の目標だというのがあれば、それとも、これぐらいがもう、ベストなんよというような、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 目標ということは、特に定めておらないんですが、一つは当然そこにありますように、財政の健全化、指標、数字が25%とかございますので、当然これを下回らないといけないのは原則だと思うんですけども、ただこの実質公債比率につきましては、やはり事業が、どうしても短期に集中するときには、どうしても公債費、起債によって事業を賄わないといけないことは、年度においてはあろうかと思えます。ただ、私ども、できるだけ将来にそういった負担を残さないような形での財政運営を努めてきたつもりでございますし、また今後とも、そういったような形で、できるだけ当該年度の、国庫支出金等の財源を使いながら、いただきながら、できるだけ将来に負担を残さないような財政運営を今後とも続けてまいりたいということは、考えておる次第であります。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 議案第42号「坂町特定個人情報保護条例の制定について」を議題に

します。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第42号「坂町特定個人情報保護条例の制定について」御説明を申し上げます。

この議案は、行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が公布され、平成27年10月に個人番号の付番事務が開始されることに伴い、個人番号を含む個人情報の取り扱いについて、必要な措置を講ずるための条例を制定いたすものでございます。

この制度は、国民一人一人に固有の個人番号を付番することにより、これまで各行政機関が別々に管理していた税情報や福祉利用情報などの個人情報を一元的に関連づけるものでございます。

これにより、行政機関は必要な個人情報を迅速かつ正確に把握できるようになり、また、国民にとっては、番号法で定められている行政手続を行う場合に提出すべき書類が軽減されるなどの効果が得られると期待されております。

その一方で、個人番号はさまざまな個人情報を引き出す重要な情報でございますので、万が一、不適切な収集や利用が行われた場合、重大な情報漏洩などを引き起こす可能性がございます。

このため、番号法は、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義づけ、地方公共団体に対しても適切な取り扱いに資するための条例整備などを行うよう求められております。

このため、坂町におきましても、番号法の趣旨にのっとり、特定個人情報保護条例を制定し、その適正な取り扱いについて規定をいたすものでございます。

なお、この条例の制定に伴い、附則において、坂町特定個人情報保護条例の一部につきましても、改正をすることといたしております。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） この特定個人情報保護条例案なのですが、20分の、ペー

ジで19かな、このところに、附則と入っとるんですが、ここで、坂町の個人情報保護条例の一部改正ということで、2項を変えると、裏側に19条、ちょっとこれ、何でここへ出てくるのかなと、別の条例でありながら、ここでこういうふうに正式にうたうものなのか、それとも、情報でぽっと出とるだけのような気がしたんだけど、これが正式の中身なのか、ちょっとこの辺を含めて説明してください。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） この特定個人情報保護条例におきまして、情報の開示手続でありますとか、そういった請求をどなたもできるようになっておると。それに対しまして、その開示をしないということが、そういう決定をした場合、それを不服とされる方がいらっしゃったときには、個人情報保護条例の審査会に対して、その不服申立ての審査をお願いすると、そういったものでございますので、その審査会での審査において、この特定個人情報保護条例の不服申立てを審査する項目を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今の説明の中で、今20の17ページに、坂町個人情報保護審査会というのがありますけども、これはどういったメンバーで設置されるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） この保護審査会につきましては、現在任命がなされておられません。そういった行政不服の申立てがあった場合に、そういったふさわしい人を選ばせていただきまして、任命をし、審査をいただくものということとなっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第42号「坂町特定個人情報保護条例の制定について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

したがって、議案第42号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第43号「坂町税条例の一部改正について」を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第43号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は、地方税法等の一部改正に伴い、坂町税条例の一部を改正いたすものでございます。新旧対照表を用いて、改正の主な内容について、御説明を申し上げます。

坂町税条例の新旧対照表を御覧ください。1ページの第33条につきましては、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするものでございます。

8ページの附則第10条の2につきましては、地方税法において、課税標準の特例措置を講ずる改正が行われたため、対象となる資産に係る課税標準の特例割合を追加し、規定をいたすものでございます。

11ページの附則第16条の2につきましては、たばこ税について、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率を廃止するものでございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備及び「行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定を踏まえ、徴税に係る親告事項等に個人番号または法人番号を加えるための整備でございます。

なお、施行期日につきましては、第71条第1項、第139条の3第1項及び附則第10条の2の改正規定につきましては、公布の日から施行、第18条及び附則第16条の2の改正規定につきましては、平成28年4月1日から施行、その他の改正規定につきましては、平成28年1月1日施行でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第43号「坂町税条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第43号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第44号「坂町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第44号「坂町手数料条例の一部改正について」御説明を

申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付等に係る手数料を制定するため、坂町手数料条例の一部を改正いたすものでございます。

新旧対照表を用いて、改正の主な内容について御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページから3ページを御覧ください。第1条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、別表第1第35項を第37項とし、第25項から第34項を2項ずつ繰り上げ、第24項の次に個人番号通知カードの再交付及び個人番号カードの再交付に係る手数料を追加し、第2条は別表第1第21の3項の住民基本台帳カードの交付及び、再交付手数料等の制定を削るものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成27年10月5日からでございますが、第1条中、別表第1、第26項及び第2条の規定につきましては、平成28年1月1日からでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） この中で、ちょっと不審な点があるんですが、前回これ、1回目は個人カードが、ただじゃないんですか。これ、坂町だけ。全国でこれ、500円なのか。何かそういう声が聞こえたんですが、その辺を一遍調べてください。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） 本年10月5日の番号法の公布以降、坂町に住民票を有する全ての方に番号を通知させていただきます。

来年1月1日からは、個人番号カードをつくるのが可能なんですが、当初、通知をさせていただくカード、それから個人番号カードについては、議員さんがおっしゃるとおり、無料でございます。これを交付させていただいた方の過失によって紛失等された場合の、今回の手数料条例の改正は、再交付時における手数料を制定させていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 再交付について、ちょっとお伺いしたいんですが、なくなっ  
たということになりますけども、その際の手続といたしますか、そのなくした人が、なく  
したと言って来られますが、そのときの対応の仕方といたしますか、実はまた出てきた  
んじゃないということになった場合の、なくなったときの追及って言ったらいけんですが、  
これ、高齢者社会において、そういうことがあり得る感じがするんですが、その  
辺の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長

○税務住民課長（中村輝彦君） 追及ということでございますが、国の制度で個人番号  
制度が導入されるということで、なくされたからといっても、それは、追及とかとが  
めるとか、そういったことは行政としてすることはございません。ですので、なくさ  
れたことによって、個人番号カード等が使えなくなった場合に、再交付をさせていた  
だくということで、それをとがめたりとかいったことについては、行政においては、  
そういうことは事務処理上ございません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号「坂町手数料条例の一部改正について」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願いま  
す。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第44号は可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第45号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第45号、平成27年度坂町一般会計補正予算（第3号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、地方交付税額の決定及び、前年度決算の確定に伴う繰越金等につきまして、補正計上をいたしたもので、既定の予算総額に3億1,690万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億7,703万4千円といたすものでございます。

6ページの地方債補正につきましては、臨時財政対策債の借入額の決定に基づき、限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、11ページの地方特例交付金及び地方交付税では、交付額が決定をいたしたことにより、それぞれ計上をいたしました。

12ページの県支出金、県負担金では、分権改革推進移譲事務交付金の額が決定をいたしたことにより、計上をいたし、県補助金では、電子マネー方式プレミアム付き商品券発行モデル事業を計上いたしました。

繰入金、特別会計繰入金では、平成26年度の特別会計の決算に伴う清算分として、それぞれ計上をいたし、繰越金では、平成26年度決算に伴い、1億3,550万1千円を計上いたしました。

13ページの諸収入、雑入では、町イチ！村イチ！出店助成金を計上いたし、町債では、臨時財政対策債を計上いたしました。

次に14ページからの歳出で、総務費、財政管理費では、財政調整基金積立金7,000万円、大規模事業基金積立金1億9,476万1千円をそれぞれ追加計上をいたし、バス運行管理費では、地域公共交通会議負担金400万円を計上いたしました。

16ページの民生費、老人福祉費では、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金470万1千円を追加計上いたしました。

17ページの商工費、商工振興費では、地域電子マネー使用環境整備事業48万円

を計上いたしました。

18ページの土木費、道路新設改良費では、県道坂小屋浦線道路事業県営工事負担金674万円を、19ページの都市計画総務費では、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務（その2）107万円をそれぞれ計上いたしました。

21ページの教育費では、町民センタートイレ改修工事140万円を計上いたしました。

22ページの公債費では、町債元金償還金及び町債償還利子をそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとこの補正予算書なんですが、まず13ページ。臨時財政対策債を1億964万7,000円、町債を発行しております。次のページの歳出で大規模の事業基金と財政調整基金、要は借金をしながら基金をすることということで、ちょっとここまでして臨時財政対策債を発行してもらわんでもいいような気はするんですが、これ、後年度交付税で返ってくるとかいうあれがあるんでしょうが、まずこれだけ借らずに、基金を少なくすればいいんじゃないかなと、私は単純に思うんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 議員さんおっしゃいました、臨時財政対策債についてでございますが、発行限度額が、県のほうから通知があったことにより、補正計上させていただきます。借らなくてもいいのではないのかという御指摘がございますが、当町といたしましては、後年度交付税の算定のほうに加味されるということで、全額発行限度額を借り入れるものとしております。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） この臨時財政対策債は、国の制度改正によりまして、以前は本来全額交付税で措置をされるべきものであったわけなんです、いわゆる、国のほうの、国税等の財源がそれに、本来交付すべき額が、国税が追いつかないというこ

とで、地方に肩代わり、借金をさせて、その代わりに後年度交付税で返していこうという制度であるものでございます。利子を含めて、後年度交付税で借りたものについては、返ってくる制度になってございます。その中では、本来、ですからこの臨時財政対策債は、交付税そのものであるということで、我々認識をいたしておりまして、交付税でもらうべきものとしての制度でございますので、これは全額一旦入れまして、後年度、その元利償還金については、また要は町の負担がない形で償還していくというものでございますので、車地が申しあげましたようなことで、全額借りるような形で、今作業をしております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 19ページをお願いします。空き家等の実態調査に100万の報償費の計上があるんですが、これは住民協の御協力を得てやるということ聞いてますが、どのような形になるのか、ちょっと内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 空き家等実態調査の100万円報償費でございますが、空き家調査を住民福祉協議会のほうで外観調査ということで、1次調査をお願いする謝礼という形での100万円でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 18ページの、例の節の19番、674万円、この県道の工事費じゃろう思うんですね。これは、実質的には、前回もらったように、何か言うたら10分の1と15分の1、これがそれじゃけど、この費用をどこに使うのか。今度の県道のどこへ使うのか、その辺を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 今回の補正でございますが、今回は県からお聞きしておりますのは、荒神橋までの120メートル延伸部分、この部分での事業費というふうにお伺いしております。事業費負担でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 19ページの、小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務で、その2つであるんですけど、当初予算の360万円の、その関連の事業になるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長

○都市計画課長（藤井建輝君） 小屋浦地区都市再生に伴う基本構想策定業務（その2）でございますが、当初、今実施しております基本構想業務におきまして、関連業務でございます。若者のニーズ等の把握等により、よりよい計画にするために追加させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 14ページの財産管理費、この町民ひろば駐輪場屋根設置工事なんだけど、これは追加なのか、それとも、どこへつくるのか、その場所を教えてくださいたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） この駐輪場の屋根設置工事につきましては、今回新たに補正計上させていただいたものでございます。設置場所といたしましては、町民ひろば庁舎側、総頭川のほうに、総頭川と、そこの入り口の鉄塔のところにあります駐輪場がございます。あそこのうち、一部分に屋根を設置するためのものでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） それで、これ、何台ぐらい今度止まれるんですか。町が子供を乗せる分まで貸し出ししとるけど、この関係で、庁舎へ来る人が置くんでしょけんね、何台ぐらい置けるのか、どれぐらいの幅なのか、それがわかれば。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） 1箇所長さが、長さというと、横幅が10メートルぐらいを想定いたしております。したがって、詰めれば20台程度は止めれるんじゃないかと思うんですけれども、一般的には十二、三台が置けるぐらいではないかと想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 14ページの一番下ですけども、いわゆるバスの対策ということで、地域公共交通会議400万、この内容と、対象はどこに支払うかということをお答え願います。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 地域公共交通会議への負担金につきましては、今坂町循環バスの計画に加えまして、広域的な移動手段でありますJR呉線を合わせて、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするために、地域公共交通網形成計画を、策定を検討しているところでございます。

また、この計画に際しまして、国庫補助金等を活用させていただくんですが、制度上、町が直接受けるのではなく、地域公共交通会議が、今実際、公共交通会議が設置されているわけではございますが、その公共交通会議により、その形成計画は制定することと定められておりますことから、この地域公共交通会議への負担金という形にさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 20ページ、ここに防災対策費で、浸水脱出体験機30万、これだけじゃ何もわからんのじゃけど、何に使うてどこへ設置するのか、それとも今度の防災で使うのか、それを一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） この浸水脱出体験機でございますが、9月21日に開催予定をしております、坂町総合防災訓練に展示するもので、広島市江波山気象館が保有しておりますものを借用し、運用するために費用を計上させていただきました。内容といたしましては、水圧によってドアが開きにくくなる、脱出しにくくなるというものを直に体験いただける機械でございます。

なお、これとセットで今回は、降雨体験機、これは国土交通省のものなんですけども、こちらのほうも併設して体験できるコーナーをつくっておりますので、お願いします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 21ページの中断に、小屋浦ふれあいセンターの維持管理業務というのがあるんですが、これって見積りを取り直したということなのかな。当時ですね、確か70万8,000円ぐらいの予算から始まって、22万の減で50万ぐらいになると思うんですけど、ちょっとこの辺の内容を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　こちらにつきましては、当初に見積入札を行いまして、その執行残でございます。こちらにつきましては、企業の負担努力により、安価な契約となったため、残高が出たものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員）　21ページの、さっきの下の町民センターのトイレ改修工事なんですけども、これ、いわゆる洗浄便座なんかを取り付けるんですかね。今、各階ともトイレがあるわけなんですけども、全階の改修なんですか。

○議長（川本英輔議員）　福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　こちらにつきましては、町民センターの1階、2階の女子トイレのみ、今回改修いたすものでございまして、利用者のニーズにより、今は和式便座のほうが多くなっておりますが、利用者のほうから、様式のほうに変えていただきたいという要望がかなりございましたところ、事業のときにアンケートを取らせていただいて、8割以上の方が、洋式トイレのほうがいいということでございましたので、町民センターの1階の和式を2基と、2階の3基を洋式便座に変えるものでございます。

そちらにつきましては、ウォシュレットについては、取り付けのほうはいたすようにはいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員）　21ページの下の方ですね、清掃業務があります。これは74万7,000円の、3分の1マイナスになっておるんですが、ちょっとこれですね、上の小屋浦のことと絡むんですが、絡むんですが、ごめんなさい、そういう絡むということじゃなくて、当初予算からかなりですね、3分の1のマイナスに、一応なるんですね。こういうような管理はどうなんですかね、清掃業務。これが、もちろん見積りとか何かを取り直してとかいうようなレベルと違うと思うんです。ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員）　福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　こちらにつきましては、今の小屋浦ふれあいセンター

のと同様でございまして、取るときには、業者のほうから見積りいただきながら、それに伴って設定をしてから予算を取るわけでございますけども、その後、実際入札をしたときに、企業の負担の努力によって、安価な契約となったものでございます。それで、残額が発生したものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号「平成27年度坂町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第45号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第46号「平成27年度坂町国民健康保険

事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第46号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度決算の確定による清算金等及び平成27年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に4,798万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億6,017万7千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、財政調整交付金226万8千円は、保険事業費に係る国庫補助金の追加を見込み計上いたしました。

前期高齢者交付金1,984万円の増額は、支払基金からの交付決定により計上いたしました。

繰越金2,587万3千円の増額は、平成26年度決算額の確定に伴い計上いたしましたものでございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

10ページの後期高齢者支援金等793万5千円の減額、前期高齢者納付金等12万1千円の減額、介護納付金1,055万4千円の減額につきましては、平成26年度納付額の決定によるものでございます。

11ページの保険事業費226万8千円の増額は、データヘルス計画策定業務に係る経費を計上いたしました。

基金積立金5,081万7千円の増額は、繰越金や前期高齢者交付金等の歳入の増により計上いたしました。

諸支出金では、平成26年度の事業実績に基づく、国への返還金1,350万6千円を増額計上いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 11ページのデータヘルス計画策定業務について伺います。

ちょっと内容と目的をちょっと、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） このデータヘルス計画につきましては、平成26年3月に国の日本再興戦略の中で重要項目として挙げられておるものでございます。これは、国民の健康寿命の延命のための努力を、各保険者が行いなさいというものでございます。これにつきまして、坂町におきましても、国民健康保険に御加入いただいている方のデータを国保連合会からいただいております。このデータを基に分析を行い、保険事業に結びつけ、また、この見直しを行い、さらに健康についての事業を進めていくために策定をするものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 国の政策、26年3月に国がつくった。今現在、何で今の時点で補正で諮ってくるのか。当初、27年度の予算でやるべきじゃないかと思うんですが、その辺はどうなってるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） この計画につきましては、平成27年度当初、町独自で行う予定でございました。それ以降に、国から10分の10で補助が出るということにより、この業務を委託することになりまして、今回の補正に上げさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の特定健診という制度ですよね。これ確か、平成20年度に始まったんです。ということは、約七、八年たってますよね。これを多分、今の国の情報を見たら、P・D・Cで展開せえよということですよ。要は特定健診の受診率が、実は今のところ多分30前後じゃないかと思うんですよ。データが少ないんですね、我が町は。だから、その辺をぜひ伸ばしながら、この策定業務をやっていかないといけないですよ。要はデータが少ないわけですから、策定業務のボリュームが小さいわけですよ。つまり、私が言わんとするところは、いわゆる受診率を、何しろ向上しながらこれをやっていかないと、とても当を得た、いわゆる策定業務にならないかと思うので、その辺の見解を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 特定健診の受診率につきましては、今年度も引き続き検診を、受診率の向上を努力してまいります。ただ、今回のこのデータヘルス計画につきましては、国民健康保険連合会が持っておりますレセプトデータも全てこちらのほうに入っておりますので、特定健診の受診率を伸ばすことはもとより、こちらのほうの受診データも全てデータ化しまして、分析ができるというところで、このデータヘルス計画を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第46号「平成27年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第46号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第47号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、負担金、一般会計繰入金、繰越金、歳出では、総務管理費の追加計上を行うもので、既定の予算総額に70万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,517万1千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの負担金、下水道受益者負担金2万3千円の増額は、田畑、雑種地、駐車場等の宅地化されていない土地に新たに建物が建築されたことに伴う下水道受益者負担金猶予解除の件数が増加したことによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金21万5千円の減額は、歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

また、繰越金89万3千円の増額は、平成26年度下水道事業特別会計の決算確定によるものでございます。

次に歳出につきまして、10ページ、一般管理費、報償費、報奨金2千円の増額は、田畑、雑種地、駐車場等における新築に伴う下水道事業受益者負担金猶予解除の件数が増加したことによる前納報奨金で、試算の上、計上いたしました。

需用費、修繕料75万6千円の増額は、坂町内マンホールポンプの経年による消耗品の修繕に伴うもので、試算の上、計上いたしました。

役務費、手数料23万4千円の増額は、下水道管渠閉塞に伴う清掃等を行うもので、試算の上、計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第47号「平成27年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第48号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第48号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度決算額の確定による清算金及び繰越金等について補正計上を行ったもので、既定の予算総額に3,141万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億468万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、県支出金の介護給付費県負担金354万6千円及び、繰越金2,787万円は、平成26年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に、10ページの歳出で、基金積立金の介護給付費準備基金積立金1,000万6千円は、平成26年度決算額の確定に伴う剰余金を計上いたしました。

次の諸支出金、第1号被保険者保険料還付金16万円は、平成27年度の介護保険料過誤納付金を計上いたしました。

償還金1,772万1千円は、平成26年度事業実績に基づき、国、県などへの返還金を計上いたしました。

繰出金、一般会計繰出金では平成26年度事業実績に基づき、352万9千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと1点だけ、頭がちょっとちゃんぽんになってるようなんですが、10ページの一番下に、一般会計繰出金352万9,000円いうのがあるんですが、この介護保険の仕組みは何かトータルでいろいろ、国、県とか町に割り当てがこう決まってる。単純に思ったのは、余った分を一般会計だけに返して、例えば保険を負担しよる人、この人にも返すような計算で、ここへ表へ出るのはこういうことなのか、ちょっとそういうふうに、ちょっと見よって、ちょっと疑問を感じたので、ちょっと説明いただきたい。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 介護保険につきましては、第1号被保険者、第2号被保険者、保険料等で賄うもの、国で補助を受けるもの、県で補助を受けるもの、町から受け入れるものがございます。そのうち、一般会計の繰出金というのは、町から受け入れたものにつきましては、平成26年度であれば、こちらで計算をいたしまして、返還をするように決められておりますので、こちらのほうに繰出金として計上をさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） だから、要は町の負担分が割合がまずこう決まるとって、その割合の範囲内で、町分がこう余ったというふうに捉えるんですか。それとも全体でこう思うと、例えば352万9,000円全体で余ったよと言うたときに、ここだけに返しよるのかなという疑問を持ったんで、そこをちょっと、要は町負担分を、要はこの割合の中で、町が負担しとった金額がありますよね。それが多くなったのだというあれなら、ちょっとわかるんで、そんな感じですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 議員さんが言っていたとおり、町が負担しております金額が、平成26年度決算をしたときに、多く負担をいただいておりますので、返すものです。

ここに今回上げさせていただきますように、諸支出金につきましても、国、

県、やはりこれ、負担が多くなりましたら、償還するようになっておりますので、これは、議員さんが言っていたとおりの内容でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） ちょっと教えてもらいたいんですけど、10ページの諸支出金の中で、第1号被保険者の保険料の還付金は、これはどこから誰に返ったんか、国から町に返ったのか、その辺の還付の方法を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） これにつきましては、保険加入者の方が所得更正等をされまして、過年度分の所得が下がったことによりまして、保険料が下がったということで、過年度分をお返しするための費用でございます。これが当初の見込みを上回って、今年度、還付が多いんで、このたび、16万円を再計上させていただいたものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第48号「平成27年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第48号は可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第49号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第49号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について」御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度決算の確定による清算金等及び平成27年度事業費の見込みに基づき補正計上を行ったもので、既定の予算総額に125万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,509万円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金の社会保障・税番号制度導入事業5万1千円は、平成27年度社会保障・税番号制度に伴うシステム改修業務に係る国庫補助金を見込み計上いたしました。

繰越金120万7千円は、平成26年度決算額の確定に伴い計上いたしました。

次に10ページの歳出で、総務費、委託料7万6千円は、平成27年度社会保障・税番号制度に伴うシステム改修業務に係る経費を計上いたしました。

後期高齢者医療広域連合納付金では、平成26年度保険料の確定に伴い、75万5千円を計上いたしました。

諸支出金、一般会計繰出金では、平成26年度決算額の確定に伴い、42万7千円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第49号「平成27年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第49号は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日9月8日午前10時といたします。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（延会 午前11時53分）